府令

○内閣府令第七十四号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十五条の二第一項、第四項及び第五項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十二月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条の三の次に次の四条を加える。

（高齢運転者等標章の様式等）

第六条の三の二　法第四十五条の二第一項の届出及び同条第二項の申請は、別記様式第一の三の二の申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

2　前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を提示しなければならない。

一　運転免許証（以下「免許証」という。）

二　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項に規定する自動車検査証（普通自動車のものに限る。）

三　令第十四条の五に定める者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証するに足りる書類

3　法第四十五条の二第一項の高齢運転者等標章の様式は、別記様式第一の三の三のとおりとする。

（高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出）

第六条の三の三　高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別記様式第一の三の四の届出書に当該高齢運転者等標章及び当該変更が生じたことを証する書類を添えて、その者の住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。

（高齢運転者等標章の再交付の申請）

第六条の三の四　法第四十五条の二第三項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請は、別記様式第一の三の五の再交付申請書及び当該高齢運転者等標章を提出して行うものとする。ただし、当該高齢運転者等標章を亡失し、又は滅失した場合にあつては、当該高齢運転者等標章を提出することを要しない。

（高齢運転者等標章の返納）

第六条の三の五　法第四十五条の二第四項の内閣府令で定める事由は、高齢運転者等標章の再交付を受けた後において、亡失した高齢運転者等標章を発見し、又は回復したこととする。

第六条の四第四号中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に改める。

第七条中「第十四条の七」を「第十四条の八」に、「第二十六条の四の二」を「第二十六条の四の三」に改める。

第七条の二及び第七条の三中「第二十六条の四の二」を「第二十六条の四の三」に改める。

第九条の十第五号中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第十七条第三項中「運転免許証（以下「免許証」という。）」を「免許証」に改める。

第三十一条の二中「次条」を「第三十一条の三」に改める。

別記様式第一の三の次に次の四様式を加える。

別記様式第一の三の二（第六条の三の二関係）

高齢運転者等標章申請書

年　月　日

公安委員会　殿

住所									
ふりがな									
氏名									
生年月日									
電話番号その他の連絡先									
申請事由	□ 70歳以上である。 （法第45条の２第１項第１号に該当） □ 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 （法第45条の２第１項第２号に該当） □ 妊娠中又は出産後８週間以内である。 （法第45条の２第１項第３号に該当）								
免許証の番号	第　　号						年　月　日 公安委員会交付		
免許の種類	大型	中型	普通	大型	中型	普通			
				一	二	二			
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号									
摘要									

備考１　申請事由欄には、該当する事由の□内にレ印を記入すること。

２　免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。